

# ★1月のお知らせ★

事業主の  
みなさまへ

## トキワビジネス協同組合 令和5年 新春懇話会

- ❖ 日時 令和5年1月18日(水) 午後3時00分 開会
- ❖ 場所 埼玉グランドホテル深谷 深谷市西島町1-1-13
- ❖ 日程 I、講演① 寺山税理士事務所 所長 税理士 寺山智久  
講演② 笑顔表情筋協会 代表 北野珠誇氏  
～2023年 運を呼び込む表情筋セミナー～  
II、懇親会

### 労働安全衛生法の定める健康診断事後措置について



- 健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、医師等から就業上の措置についての意見聴取をすることが必要です。また、事業者は医師等の意見を踏まえて就業上の措置を講じ、労働者の健康保持を図らねばなりません。
- 健康診断の結果だけでなく、
  - ・長時間労働者に対する面接指導
  - ・ストレスチェック結果に基づく面接指導についても、同様に事後措置を講ずることが必要です。さらに、衛生委員会等で調査審議を行い、作業環境や職場環境の改善を図ることも求められます。

健康診断結果が「要医療等」「要再検査」「精密検査」の方は医師等からの意見聴取が必要！

	通常勤務	通常の勤務でよいもの
聴取結果	就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの 勤務による負荷を軽減するため、 <ul style="list-style-type: none"><li>・労働時間の短縮</li><li>・出張の制限</li><li>・時間外労働の制限</li><li>・労働負荷の制限</li><li>・作業の転換</li><li>・就業場所の変更</li><li>・深夜業の回数の減少</li><li>・昼間勤務への転換等の措置を講じる</li></ul>
	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、退職等により一定期間勤務させない措置を講じる

★令和5年1月の営業土曜日は以下のとおりです。

7日(土) 営業(税務)  
14日(土) 休  
21日(土) 営業(労務)  
28日(土) 休

★ご質問、ご相談等はこちらまで・・・  
トキワビジネス協同組合  
埼玉社会保険労務事務所  
寺山社会保険労務士事務所



TEL : 048 - 571 - 2231  
FAX : 048 - 570 - 1929  
URL : <http://www.terazei.com/>

年末年始の休業日 令和4年12月29日(木)～令和5年1月3日(火)